

2025年1月21日

各 位

会社名 株式会社 技術承継機構
代表者名 代表取締役社長 新居 英一
(コード番号：319A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員兼管理部長 藤井 陽介
(TEL：050-5538-8495)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定等のお知らせ

2024年12月27日開催の当社取締役会において決議いたしました「公募による募集株式発行の件」につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2025年1月21日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、第三者割当増資による募集株式発行の内容に変更がございましたので、その変更内容を併せてお知らせ申し上げます。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格(発行価格)及び引受人が払込む価額(引受価額)とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---------------|---|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき金 1,572.50 円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。) |
| (2) 仮条件 | 1株につき1,850円から2,000円 |

2. 第三者割当による募集株式発行の件

募集株式の払込金額	1株につき 金1,572.50円
-----------	------------------

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(*)オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、投資家の需要状況等を勘案し、株式会社SBI証券が218,200株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行われぬ場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である新居英一(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2025年3月5日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2024年12月27日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2025年3月10日とする当社普通株式218,200株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借入れる株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、上場日(2025年2月5日)から2025年3月5日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借入れる株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2.ロックアップについて

公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である新居英一、売出人である藤井陽介並びに当社株主である佐藤大央、亀田藍子、徳田雄一郎、永井裕、岩間正俊、大橋俊之、山口貴弘、玉川陽介、株式会社SHIFT、江尻晃洋、中嶋真里、鈴木大雅、平井頌大、安藤憩子、鋤塚洋史及び当社の従業員1名は、株式会社SBI証券(以下、「主幹事会社」という。)に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2025年8月3日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)は行わない旨合意しております。

当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024年12月27日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

.....
●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたもの
●ではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂
●正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、
●米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録
●を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うこと
●はできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
●.....